（様式１）
審査基準（申請に対する処分関係）

| | | 担当課 | 自然保護課 | 検索番号 | １－１ |
|---|---|---|---|---|---|
| 法令名 | 自然公園法 | 根拠条項 | 16－３ | | |
| 許認可等 | 国定公園事業の執行の認可 | | | | |

（根拠規定）
○自然公園法
第16 条第３項
国及び公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、国定公園事業の一部を執行することができる。

（許認可等の基準）
○国定公園事業取扱要領（平成18 年３月28 日付け17 自第491 号県民環境部長通知）
第10 （執行の認可又は同意の基準）
１ 国定公園事業の執行の認可又は同意は、次に掲げる要件に適合するものに行うものとする。
(1) 当該事業の執行内容が、国定公園計画及び国定公園事業の決定内容に適合すること。
(2) 附帯施設がある場合には、当該附帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」（平成３年７月５日付け環自計第128 号及び環自国第385 号自然保護局長通知）に適合するものであること。
(3) 事業の執行により、保護のための施設に関する事業にあっては国定公園の保護上の効果、利用のための施設に関する事業（以下「利用施設事業」という。）にあっては国定公園の利用上の効果がそれぞれ認められるものであるとともに、事業の執行がそれぞれ国定公園の利用又は保護に支障を及ぼすものでないこと。
(4) 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。
(5) 施設の構造及び設備に関し、安全性が十分確保されていること。
(6) 利用施設事業については、施設の構造及び設備に関し、利用上の快適性に十分配慮されていること。
(7) 施設の管理又は経営の方法が適切であること。
(8) 国定公園事業の執行者が十分な事業執行能力を有していること。
(9) 当該事業の執行が、他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。
(10) 当該申請につき、工事等を伴う場合であって当該工事について他の法令の規定により許可、確認その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。
２ １の定めは、行政手続法第５条第１項に規定する審査基準及び地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第250 条の２第１項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第５条第３項及び地方自治法第250 条の２第１項の規定により、愛媛県地方局（以下「地方局」という。）において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

（その他）